

「経営者のための情報Note」 Vol. 107

| | | タイトル、及び配布例 | | | | |
|---|--|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| | | 病 院 | 診 療 所 | 歯 科 医 院 | 福 祉 施 設 | 一 般 ・ そ の 他 |
| A |  Philosophy Note フィロソフィ ノート | <今月のタイトル> 「当事者意識」を以って対処する | | | | |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| B |  Medical Note メディカル ノート | <今月のタイトル> 保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討 他 | | | | |
| | | | <input type="radio"/> | | | |
| C |  Dental Note デンタル ノート | <今月のタイトル> 入管法改正で保険制度が危ない？ | | | | |
| | | | | <input type="radio"/> | | |
| D |  Welfare Note ウェルフェア ノート | <今月のタイトル> 在宅医療の充実に向けた報告書が大筋でまとまる | | | | |
| | | | | | <input type="radio"/> | |
| E |  Environment Note 環境 ノート | <今月のタイトル> 農業を支える若い力 | | | | |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| F |  Topics Note トピックス ノート | <今月のタイトル> 県、SIB導入を検討 | | | | |
| | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



「当事者意識」を以って対処する

■「当事者意識」とは

「当事者」とは、その事に当る直接関係を持つ人のことを言い、「意識」とは、対象（当事者）をそれとして気に向け、今、していることが自分で分かっている状態を言います。つまり、「当事者意識」とは、実際は、自分の事ではないが、それがあたかも自分の事のように覚知し行動することを意味しています。そして、この「当事者意識」は、ビジネスの原点を成すものとなります。何故ならビジネスは、お客様である相手があって、成り立つものであり「他を利する」ことが不可欠となるからなのです。従って、お客様である「当事者」が何を必要としているかを掴む（意識する）ことが何事においても大切となるのです。

■何故、当事者意識が大切なのか

宇宙には「エネルギー保存（不変）の法則」というものがあり、宇宙を成り立たせているエネルギーの総量は、形を変えても一定になっています。例えば、水が氷となり固体になっても、水蒸気となって気体となっても、また、その逆になっても、何ら全体としてのエネルギーは不変なのです。そして、同時に、それらは、それぞれの役割を果たしているのです。

つまり、この世の中は、全て支え合って存在しているのです。食物連鎖もその一つであり、空気、水、土、などどれ一つとっても不必要なものはないのです。従って、何か事を成し遂げようとする時、自分の事だけ考えていたのでは、上手くいかないのです。何故なら、それは、宇宙の法則に反するからなのです。自分にとって「相手があって自分がある」、相手にしても「相手があって自分がある」という根本意識を強く自覚し、行動する必要があるのです。

■当事者意識を培うには

- ① 「相手に喜んでいただく」ということを最優先に考え、行動する。

商いの基本に、「素晴らしいビジネスが出来る人は、相手が儲かるようにしてあげる人」と言う教えがあります。それは、「相手が儲かるように行動することがビジネスチャンスをもたらし、ひいては自分の利益を生む」ということを示唆しているのです。

- ② 「利他の心」で対処する。

自己中心的発想から抜け出すこと。D・カーネギーは「人を動かす唯一の方法は、その人の好むものを問題にし、それを手に入れる方法を教えてやることだ」と人の立場に身を置くことの大事さを説いているのです。

- ③ 物事の本質を掴む習慣をつける。

物事には、表面的には分り難い本質を含んでいます。従って、物事を進めるに当たり、真のニーズを探り、その本質は何なのかを思慮することを習慣にする必要があるのです。

- ④ 日常を、非日常を持って対処する。

旅先で温泉旅館を利用する人の多くは、非日常を体験しています。また、お世話をしてくれる旅館の従業員の人達は、日常業務をしているのです。従って、その旅館の従業員の人達は、自分が家族と旅行しているという非日常の気持ちを持って日々の仕事をするのが大切なのです。

- ⑤ 「思い遣りの心」で接する

「思い遣り」とは、自分の身に比べて人の身について思うこと。また、相手の立場や気持ちを理解しようとする心を言います。従って、常日頃からそのような心持で周りの人達と接し、思い遣りの心を育むことが大事なのです。



保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討

《未来投資会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議 等》

政府は11月26日、未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議の合同会議で議論した「経済政策の方向性に関する中間整理」の最終版を公表した。「全世代型社会保障への改革は安倍内閣の最大のチャレンジである」とし、健康・医療の分野では、まず、人生100年健康年齢に向けて、寿命と健康寿命の差をできるだけ縮めるため、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取り組み、自治体などの保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討すると提示した。具体的な項目として、①65歳以上への継続雇用年齢の引上げ、②中途採用拡大・新卒一括採用の見直し、③疾病・介護予防（保険者の予防措置へのインセンティブ）及び次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）——の3つを挙げている。

中でも③疾病・介護予防については、「保険者の予防措置へのインセンティブの大幅な強化を検討する」とし、医療機関と保険者・民間事業者（スポーツクラブ等）が連携し、医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供し、個人の行動変容を促す仕組みを検討する等の方向性を示した。次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）は、▼オンライン医療の推進、▼複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等——の2点を挙げ、「複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等」については、経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討すると説明している。



消費税率引き上げに伴う改定、診療報酬本体に0.41%上乘せに

《厚生労働省》

厚生労働省は12月17日、同日の予算大臣折衝を踏まえ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う診療報酬改定で、診療報酬本体に0.41%の上乗せを行うことを公表した。各科改定率は、医科0.48%増、歯科0.57%増、調剤0.12%増である。

薬価と材料価格は、2019年10月に実勢価格にあわせた引下げと消費税対応の上乗せを同時に実施することとなり、薬価は、実勢価改定を0.93%の引下げ、消費税対応が0.42%の引上げとし、差し引き0.51%の引下げとなる。材料価格は、実勢価改定を0.02%の引下げ、消費税対応が0.06%の引き上げで、差し引き0.03%の引上げとなる。

同様に、介護報酬も消費税率引き上げ対応で2019年10月に0.39%の引上げを実施する。別途、食費や居住費等の基準費用額の引上げに伴う、補足給付のための財源として国費7億円を確保。また、新しい経済政策パッケージ（「人づくり革命」と「生産性革命」を両軸とした少子高齢化に向けた政策パッケージ）に基づく介護人材の処遇改善に対し、国費210億円程度を確保する。障害福祉サービス等報酬改定は、0.44%の引上げと決定した。



Dental Note

入管法改正で保険制度が危ない？

■医療保険の脱法的な利用も

2018年11月に国会を通過した出入国管理法（入管法）改正案により、非常に多くの外国人労働者を受け入れる体制が整いました。アジア各国で進む少子高齢化の結果、どの国も外国人労働者の受け入れ態勢の整備を急いでおり、今回の法案通過も「移民争奪戦」の一環として捉えることが可能です。

しかし、日本は、これまで、多数の移民や難民を合法的に受け入れることには極めて消極的でしたから、かえって、受け入れる上での最低限のルールが構築されていないことを懸念する意見も見られます。

最も大きいのは、国際的には当然と見なされる「同一労働、同一賃金」の原則が守られていないなど、日本人を含む働き方改革に関わる問題点ですが、ここに来て、急速にクローズアップされてきているのが、一部の外国人による医療保険制度の脱法的な利用実態です。

「留学ビザ」や、日本で独立した事業を営む際に発行される「経営・管理ビザ」で入国。3か月滞在して住民登録すると国民健康保険に加入義務が生じますが、その直後に、来日前から患っていた病気の治療のため、国保を利用するというもの。本来、医療目的の来日には「医療ビザ」が適用され、日本の医療保険には加入できませんから、それを免れるための知恵だと言えます。日本の医療制度では、一定額以上の治療費を保険が肩代わりする高額療養費制度がありますから、彼らは、母国よりもずっと安い自己負担で、高度な治療を受けることができます。しかし、これはあくまで脱法的な利用に他なりません。

■外国の家族にも保険給付

日本の会社に就職して、社会保険の被保険者資格を持った外国人についても課題があります。被保険者の家族も給付対象になりますが、外国に居住したままの場合でも給付対象となる仕組みになっています。

たまに来日しては、高額治療を受けて帰る、これら家族の医療費も給付しなければならないのか、という疑問の声があるのです。

さらに、日本の医療保険制度の被保険者が外国で治療を受けた場合に支給される「海外療養費支給制度」を利用し、外国在住の家族が入れ替わり立ち代わり地元の病院を受診したとして、請求が上がってくることもあります。

この「海外療養費支給制度」には、以前から問題があると言われていました。本来、民間の旅行保険で支給されるべきものだという考え方です。外国人か、日本人かに関わらず、保険金の二重取りのモラルハザードも考えられるため、制度そのものを廃止すべきだとの意見も少なくありません。

このような不正請求の温床になっているとされながら、国保の事務を行う市町村や厚労省、各保険者は、これらの実態をほとんど把握できていないようです。これでは、改正入管法が施行されて多数の外国人労働者を受け入れることになっても、それらの不正を防止する手立てを講じることができないのでしょうか。

■「彼らだけ良い思い」の危険性

これら、外国人による医療保険制度の利用について警戒感を示す政治家や有識者の間でも、「社会保障から外国人を排除せよ」という意見はほとんど聞かれませんが、むしろ、そのような不正や脱法を告発する週刊誌などの記事が掲載されるたび、「日本人と外国人との間の社会統合が損なわれる」との危惧の声をよく耳にするのです。

社会統合とは、異なる人種、言語、宗教、社会的価値観を背景としながらも、一緒に働いて、より豊かな社会を築いていける社会構造を作るための考え方です。一部から「外国人は、不正受給を繰り返して、自分たちだけ良い思いをしている」という見方が広がれば、社会は分断に向かいます。

そのため、社会統合がどうしても必須なのですが、そのためには、日本人も、外国人も等しく守るルールや価値観を明確にするべきではないでしょうか。脱法状態の実態把握が進んでいないというのは、社会統合の実現を阻害するものですから、早急に実態を把握し、健康保険法の改正を含めた立法措置を講じる必要があるのではないかと考えます。





在宅医療の充実に向けた報告書が大筋でまとまる

～厚生労働省の「在宅医療及び医療・介護連携に関するWG」

厚生労働省は11月12日、「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」（WG、座長＝田中滋・埼玉県立大理事長）の第7回会合で、「在宅医療の充実に向けた議論の整理」（報告書）を大筋でまとめた。「入退院支援ルールの策定支援」など、在宅医療の充実に向けて都道府県が取り組んでいくべき事項をまとめている。厚生労働省の担当者は「できれば年内に通知の形で都道府県宛てに発出し、本報告書の周知を図りたい」としている。

今回の報告書では、「在宅医療に関する各種ルールの整備」として、①入退院支援ルールの策定支援、②後方支援病院等との連携ルールの策定、③急変時の患者情報共有ルールの策定、運用——の3項目を挙げている。

■「医療従事者の皆さまの支援もお願いしたい」と中林委員

報告書の取りまとめを受け、中林弘明委員（日本介護支援専門員協会常任理事）は「このWGでは、介護の委員が少なかった」と漏らし、「これからは終末期のケアに関わる従事者もしっかりと対応していかなければいけない」と指摘。「当然、介護支援専門員もそこはしっかりと認識し始めているので、医療従事者の皆さまの支援もお願いしたい」と要望した。

■「次年度は別出で『介護体制』の議論を」と角野委員

この発言を踏まえ角野文彦委員（滋賀県健康医療福祉部理事）は「先ほど中林委員も指摘したが」と切り出し、「このWGの名称が『在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ』ということなので、当然のことながら介護の部分がもっと議論されると思っていた」と悔やんだ。

角野委員はさらに続け、「本来、生活があっての在宅医療なので、在宅医療を充実させるためにはもっと介護のことが議論されなければ駄目なのではないか」と問題提起。「今年度はここまでとしても、今後、次年度は別出で『介護体制』というものをしっかりと議論していくことが大事だと思う」と述べた。

■「WGの名前には『介護』が入っているのに」と田中座長

中林委員や角野委員の指摘に対し、田中座長は「重要なお指摘だ」と賛同。「WGの名前には『介護』が入っているのに、報告書の名前には入っていない」と苦言を呈した上で、「今後の取組でそこを重視せよというのは、中林委員がおっしゃるとおり」と応じた。

■「報告書では、都道府県が手を出せる範囲を示した」と厚生労働省の担当者

今回の報告書の意義について厚生労働省の担当者は会議終了後、記者らに対し「都道府県がやらなければいけない事項を明確化した」と説明した。担当者は「今まで市町村が整備しなければいけなかった在宅医療を都道府県に背負わせたわけだが、市町村ではやっぱり無理だという話もあるので、都道府県が手を出せる範囲を示した」と述べた。



Environment Note

農業を支える若い力 ～異業種から経営目指す～

■有機栽培で安全な食目指す

農家人口の減少が止まらない中で、異業種から農業の世界に入った若い世代の動きが目立つ。社会人経験で磨いた手腕を生かして、農業経営者となる人もいれば、有機栽培に関心を持ち、安全な食を志す人もいる。

兵庫県の淡路島。「肥料や農薬がなくても野菜はちゃんと育つんですよ」。柏木大樹さん（30）は笑顔でそう話しながら、海を望む丘陵地の畑で仲間とズッキーニの収穫に汗を流していた。柏木さんは肥料や農薬に頼らず、植物と土が本来持っている力を引き出す自然栽培を貫く株式会社「ビオアグリ」を運営する。

横浜市出身の柏木さんは大学卒業後、東京の大手人材サービスに会社に入社。3年間働いたが「人の健康に貢献するようなことをしたい」との思いが募って退社、2015年に淡路島に移住した。

小学生の頃に大病を患い、1年間学校に通えなかった経験を持つ柏木さん。健康であることの大切さを痛感し、祖母が八百屋を営み、野菜を見て育ったこともあり、農業を選んだのは自然な流れだったという。

企業人として培ったネットワーク構築力を生かし、自身と同様に農業経営者として独立した30～40代の仲間と交流し、流通や販路、機材を共有する。「お互いが自立しながら、力を合わせて持続可能な農業を担い、農家出身ではなくても農業に就きやすい環境をつくっていきたい」と話す。

柏木さんのように、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を始める若い「新規参入者」は増加傾向にある。農林水産省の調査では、49歳以下の17年の新規参入者は2710人で、調査を始めた07年以来最多。さらに新規参入者に、農家を継いだ人や雇われて農業に従事する人などを加えた49歳以下の「新規就農者」も4年連続で2万人を超えた。

背景には相談窓口の充実がある。全国新規就農相談センターでは、農業に従事したい人の相談を専門の職員が電話や対面、メールで対応する。健康に関心が高く、有機栽培を行う農場で働く希望者が増えているという。

全国農業会議所は、農水省の委託を受けて農業法人で就業体験をする農業インターンシップを通年で実施。全国約370の農業法人が高校生以上を対象に、1～6週間以内で受け入れている。参加費は無料で、食費と宿泊費は受け入れ先が負担。交通費は自己負担だ。

17年度は、728人がインターンを体験し、うち社会人は全体の約27%を占める193人。年齢層では、20～39歳が多かった。担当の今井貴也さんは「好きなことを仕事にできればすごく幸せなこと。試しにインターンで農作業をしたり、農家の人たちと触れ合ったりしてほしい」と語る。





Topics Note

県、S I B導入を検討 ～官民連携の新技术～

■課題解決と財政抑制へ

官民連携でコストをかけずに社会的な行政課題を解決する手法「ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）」について、県が導入に向けて検討することが13日分かった。他自治体で取り組んでいるヘルスケア事業などの事例を参考に、県が推進する「健康長寿」事業などに活用できるか研究する。S I Bの特長は、行政が公的サービスを委託した民間事業者が目標を達成した時のみ、報酬を支払う点。社会的課題の解決と財政の抑制を同時に実現することが可能で、新たな取り組みとして注目を集める。（三宅芳樹）

同日の県議会・一般質問で新井一徳県議（自民、北本市）の質問に対し、砂川裕紀企画財政部長は「行政の財政的なリスクを抑えながら成果が上げられる魅力的な手法。前向きに検討したい」と述べた。

県は、厳しい財政下で民間の知恵やノウハウを県政に生かし、効率的な県民サービスを提供するため、民間との連携を積極的に進めている。国の成長戦略「未来投資戦略2018」でも、S I Bを含めた成果連動型の民間委託手法の推進がうたわれている。

国内では、2015年度に特別養子縁組の推進支援を行う横須賀市のパイロット事業を皮切りに、神戸市では糖尿病性腎症重症化予防事業、八王子市では大腸がん検診受診事業といった健康分野でS I Bを活用。広島県と県域6自治体は、大腸がん検診の受診勧奨事業で国内初の広域連携型S I Bを導入した。

一方、課題もある。S I Bを実行するには、サービス提供者や資金提供者のほか、中間支援組織や第三評価機関など多数の組織が関係することになる。県は「仕組みが複雑になり、準備に時間を要することから、すでに手法が確立されている分野ではコストが高くなりがち。報酬基準の設定や事業成果の適切な評価も難しい」とみる。

砂川部長は「課題は多いが、S I Bは魅力的な手法。実際にいくつかの自治体では、これまで成果の証明が難しかったヘルスケア部門、特に予防的な事業で実施され始めている。これらの事例を参考にしっかりと研究し、前向きに導入を検討したい」と述べた。

ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）

官民連携の手法の一つ。行政機関が資金提供者から調達した資金を元に、民間事業者が公的サービス事業を委託し、事業の成果に応じて資金提供者に報酬を支払う仕組み。目標が未達成の場合は報酬の支払いは発生せず、資金提供者が元本割れなど財務的なリスクを負う。行政機関としては、社会的課題の解決と財政の抑制を同時に実現することが可能で、導入が広がっている。

